

労働者協同組合の憲法上の根拠はどのように構成されるのか？

()

2017.3.1 岡安喜三郎

労働者協同組合は、憲法の何に依拠しているのか

(協同組合であること、労働者であること。その前に、人であること)

[0] 基本的人権と労働者の人権

[1] 営業の自由 (←職業選択の自由 (憲法 22 条 1 項))

[2] 結社の自由 (憲法 21 条 1 項)

[3] 労働基本権 (勤労権 ; 憲法 27 条、憲法 28 条)

[0] 基本的人権と労働者の人権

<労働法の「労働人権法」的性格、「個人としての労働者」(荒木尚志¹) >

(1) 憲法 13 条 (個人の尊重・幸福追求権)

<包括的基本権> プライバシーの保護、ワーク・ライフ・バランス、
服装・身だしなみと企業秩序、私生活への企業のコントロールの可
否など。

(2) 憲法 14 条 (平等原則)

人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別禁止
<個別的労使関係法> (男女、正規不正規、障害者など各種法)
<集団的労使関係法> (労組法 7 条 1 号、労働組合員の差別禁止)
<労働市場法> (職安法 3 条)

(3) 憲法 18 条 (奴隷的拘束、苦役からの自由)

(4) 憲法 19 条 (思想、良心の自由)

[1] 営業の自由 (←職業選択の自由 (憲法 22 条 1 項))

<職業選択の自由は、職業遂行の自由 (営業の自由) がなければ実践的に遂
行(担保)されない >

¹ 「現代の労働法において注目されるのは、憲法 27 条や 28 条が想定する経済的弱者としての露王道者に着目した法規制から、『個人としての労働者』の基本権の価値に着目した内容へと、さらに展開・発展していることである。これらの憲法規定を受けて展開されている労働法は『労働人権法』と呼ぶことができよう。」(『労働法第 3 版』有斐閣 2016.11.10、p.30)

(a) 通説及び最高裁は、職業選択の自由の中には営業の自由も含まれるとする。(憲法 22 条説) (最大判昭和 47 年 11 月 22 日)

(b) 営業の自由は、22 条だけではなく、財産権行使 (29 条) の側面も併せ持つとする。

「営業することの自由；狭義 (a)」「営業活動の自由；広義 (b)」の区分け。

- ① 開業の自由、営業に維持・存続の自由、廃業自由
 - ② 何をいくらで誰に、誰から仕入れるか ~こちらは財産権行使の自由だとする
- 上記(a)と(b)には具体的結果に差異はない。

(c) 営業の自由は、そもそも人権としての性質を有するか否かの論点

- 歴史的には、人権ではなく、公序として追求されてきた。「国家からの自由」を本質とする人権とは異なり、社会的な独占からの自由を確保するための規制原理である。これを人権と見ると、独占資本の自由を容認することになる
- 故に、憲法上の人権としての性質を否定する (岡田与好 1975 年)

[2] 結社の自由 (憲法 21 条 1 項)

(a) 結社の自由の保障の対象となる範囲について；

- ① 通説：精神活動の所産以外でもおよそ全ての結社が含まれる
- ② (少数派説；経済的自由) 経済団体は、経済活動なので、「憲法 22 条もしくは 29 条の問題」(使用者の権利の尊重～三菱樹脂事件<最大判昭和 48.12.12>))

(b) 結社の自由の保障の意味内容、2 つ (「個人が」と「団体が」)。

- ① 個人が、団体を結成しもしくははしないこと、団体に加入しもしくははしないこと、団体の構成員にとどまりもしくは脱退することについて、公権力による干渉を受けない。
- ② 団体が団体としての意思を形成し、その意思実現のための諸活動について、公権力の干渉を受けない。

[3] 労働基本権 (憲法 27 条 (勤労権)、憲法 28 条)

《最大判昭和 41 年 10 月 26 日中の記述「一 憲法二八条は、いわゆる労働基本権、すなわち、勤労者の団結する権利および 団体交渉その他の団体行動をする権利を保障している。この労働基本権の保障の狙いは、……」から、これ以降憲法学では 28 条の権利について労働基本権を用いることが多い》

① **労働権**：社会権の一つ。自由権は先の職業選択・営業の自由と重なる。

(a) 法的性格：本条を直接の根拠として、国に就労の機会を与えるように請求できるわけではない。この権利の実現には、生存権以上に立法府の裁量に委ねられている面が大きい。

(b) 国の施策：一般的な雇用促進、個々の職業紹介、職業訓練の場の提供、就労の機会の実質的保障、失業者の生活保障など。

- (c) 勤務条件の法定：労働基準法の他、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法など。監督は、厚労省の監督の下に、各都道府県に労働基準局、労働基準監督署が置かれている。
- (d) 児童酷使の禁止：(関連) 児童福祉法（1947年）、児童の権利に関する条約の締結（1994年）

② 労働基本権（狭義）：勤労者の団結権、団体交渉その他の団体行動権

[権利の諸側面]

- ✚ 国家権力からの自由
- ✚ 使用者に対する民事上の権利
- ✚ 国（労働委員会）による行政的救済を受ける権利

[労働三権] 詳しくは労働組合法

- (a) 団結権；（結社の自由がそのまま適用されるわけではない）
 - ① 強制加入（“ユニオンショップ制は合憲”が大多数の学説）
 - ② 労働組合の統制権
- (b) 団体交渉権
- (c) 争議権
 - ① 正当な争議行為の範囲
 - ② 一定の制限：国家公務員法、地方公務員法、労働関係調整法、電気事業及び石炭鉱業に置ける争議行為の規制に関する法律（いわゆるスト規制法）

問題設定：「労働基本権（狭義）」（[3]-②）と労働者協同組合の関係

原理的手法

実体的手法～経験的

三章 国民の権利及び義務

十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

○3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

○2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

○3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

○4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

○2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

○3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

○2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

二十三条 学問の自由は、これを保障する。

二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

○2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。